

議案説明書

こども福祉部 保育課

提出議会：令和5年第1回定例会

1 案件名

議案第33号 佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の改正について

2 概要

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行により学校教育法（昭和22年法律第26号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正、及び民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）の一部の施行、並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）から、懲戒に係る権限の濫用禁止の条文が削除されたことによる改正

3 理由及び趣旨、目的、内容等

- (1) 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による、内閣総理大臣及びこども家庭庁長官の権限を定める等関係規程の整備により、学校教育法第25条の次に2項が加えられたこと、及び子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されたことに伴い生じた条項のずれを修正する。
- (2) 民法等の一部を改正する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴う所要の規定の整備
第26条の懲戒に係る権限の濫用禁止を削除し、削除に伴い関係する第50条及び第51条第3項の条文を整理する。

4 その他の事項

施行日 令和5年4月1日（第26条、第50条の改正及び第51条の改正のうち（「及び第23条」を「、第23条から第25条まで及び第27条」に改める部分に限る。）は、公布の日）